

## 委託販売仮渡金取扱要領

### （目的）

**第1条** 本資金は組合員に委託販売品を入庫したものに対して、委託農家に資金を仮渡しすることを目的とする。

### （仮渡基準）

**第2条** 仮渡金の額は別表1に定めるところにより、年産ごとに生産者との協議を経て理事会において決める。但し、個選野菜で精算が長期化する場合は、理事会の議を経ないで、市場相場の7割を限度として仮渡しすることができる。

### （期間及び利息）

**第3条** 仮渡期間は、当該年産物の精算日までとし、利息は徴しないものとする。但し、精算までに返済できない未精算仮渡金については、精算日から30日後より利息を徴収し、この利息は、当組合購買未収金取扱要領にある遅延損害金の利率を準用する。

### （仮渡金支払期日）

**第4条** 仮渡金は、入庫日より10日以内に支払するものとする。

### （その他）

**第5条** この要領に、定めない事項についてはその都度理事会において定める。

### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領の変更は、令和2年4月1日から実施する。

別表1

仮渡金支払基準

品 目	対 象 区 分	支 出 基 準
米 穀	玄米	俵 円
な が い も	秋堀 生食	コンテナ 円
	加工	コンテナ 円
	春堀 生食	コンテナ 円
	加工	コンテナ 円
種子ながいも	予約申込みを入庫とみなす。	コンテナ 円
に ん に く	貯蔵共選委託品	
	調製済	コンテナ 円
	調製委託	コンテナ 円
	無調製	コンテナ 円
だ い こ ん	共選・個選委託品	1箱 市場相場の4割を限度
キ ャ ベ ッ	契約に基づき仮渡しすることができる。	1箱 契約金額の三分の一以内
ご ぼ う	共選委託品	
	秋堀	スチールコンテナ 円
	春堀	スチールコンテナ 円
ば れ い し ょ	共選委託品	コンテナ 円
に ん じ ん	共選委託品	バック 円
や ま の い も	共選委託品	コンテナ 円
ア ピ オ ス	共選委託品	コンテナ 円
そ の 他	個選委託品	市場相場の7割を限度